

## 4 業者番号を忘れた場合

電子登録システムログイン時に使用する業者番号を忘れてしまった場合、業者番号の再通知を行うことが可能です。パスワード再設定の際には、「利用登録した「商号又は名称」と「申請担当者メールアドレス」が必要です。堺市ポータルサイトから、業者番号再通知ページへ移動できます。

### 4.1 業者番号再通知申請

#### 【操作説明】



#### 堺市電子調達・電子登録ポータルサイト

- ① 「よくある質問」のページから、「業者番号再通知申請」リンクをクリックします。



#### 業者番号再通知申請

- ① 「商号又は名称」を入力します。
- ② 「申請担当者メールアドレス」を入力します。
- ③ 「申請担当者メールアドレス(確認用)」を入力します。
- ④ 「再通知申請」ボタンをクリックします。

- ◆ 入力する値が誤っている場合メールが送信されません。



**堺市電子登録システム**  
**業者番号再通知申請完了**

堺市電子登録システムの業者番号の再通知申請を受け付けました。  
申請担当者メールアドレス宛てに業者番号が記載されたメールが送信されます。

① 商号又は名称 **株式会社堺市**

**【注意】**  
なお、商号又は名称若しくは申請担当者メールアドレスに誤りがあると、メールが送信されません。  
30分以内にメールが届かない場合は、入力内容をご確認の上、再度申請してください。

**業者番号再通知申請完了**

- ① 申請した業者の「商号又は名称」が表示されます。
  - ② 登録したメールアドレス宛に URL を添付したメールが送信されます。
- ◆ メールを送信に数分かかる場合があります。
  - ◆ 30分以内にメールが届かない場合は、入力内容をご確認の上再度申請を行ってください。
  - ◆ 24時間以内にパスワードの再設定を行ってください。



**【堺市電子登録システム】業者番号再通知**

 **宛先** <[redacted]>

堺市電子登録システムの業者番号再通知申請を受け付けました。  
下記のとおり業者番号を通知します。

商号又は名称：株式会社サカイシ  
業者番号：**2025000118** ①

**メールの確認**

- ① 申請担当者メールアドレスに「業者番号再通知」が届いていることを確認してください。

## 4.1.1 業者番号再通知申請画面

業者番号を再通知するための申請を行います。

**堺市電子登録システム**

**業者番号再通知申請**

堺市電子登録システムの業者番号の再通知申請を行います。  
登録済みの「商号又は名称」及び「申請担当者メールアドレス」を入力し、【再通知申請】ボタンを押してください。

商号又は名称（入力例：株式会社○○建設）

②

申請担当者メールアドレス

③

④

【注意】  
 本社・本店の商号又は名称を、（株）などの略称等を用いずに正式名称を入力してください。  
 株式会社などの会社形態と会社名との間にはスペースを入れずに、詰めて入力してください。  
 申請担当者メールアドレスが不明な方は [こちら](#) のページをご覧ください。業者番号・パスワード再発行申請を行ってください。

⑤

①

## 【項目説明】

| No. | 項目名               | 必須 | 最大文字数 | 項目説明                                                                                                        |
|-----|-------------------|----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 「再通知申請」ボタン        | -  | -     | 「業者番号再通知申請完了」画面へ移動します。                                                                                      |
| 2   | 商号又は名称            | ○  | 64    | 現在の「商号又は名称」を入力します。<br>（株）や（有）などの略語は使用せずに、株式会社、有限会社と入力してください。<br>株式会社などの会社形態と会社名との間にはスペースを使用せずに、詰めて入力してください。 |
| 3   | 申請担当者メールアドレス      | ○  | 50    | メールアドレスを入力します。<br>携帯電話のアドレスは入力しないでください。                                                                     |
| 4   | 申請担当者メールアドレス（確認用） | ○  | 50    | 確認のため「申請担当者メールアドレス」と同じ値を入力します。                                                                              |
| 5   | 「こちら」リンク          | -  | -     | 電子登録システムのログイン画面を別タブで表示します。                                                                                  |

## 4.1.2 業者番号再通知申請完了画面

再通知した業者を表示します。

申請担当者メールアドレス宛に業者番号再通知メールが送信されます。

**堺市電子登録システム**

業者番号再通知申請完了

① 堺市電子登録システムの業者番号の再通知申請を受け付けました。  
申請担当者メールアドレス宛てに業者番号が記載されたメールが送信されます。

商号又は名称 株式会社堺市 ②

**【注意】**  
なお、商号又は名称若しくは申請担当者メールアドレスに誤りがあると、メールが送信されません。  
30分以内にメールが届かない場合は、入力内容をご確認の上、再度申請してください。

## 【項目説明】

| No. | 項目名          | 項目説明                               |
|-----|--------------|------------------------------------|
| 1   | 業者番号再通知メッセージ | 業者番号の再通知申請を正常に受け付けたことを知らせるメッセージです。 |
| 2   | 商号又は名称       | -                                  |